

『偽殉教者』試論

—ジョン・ダンとジェームズ王を中心にして—

(その二)

高橋正平

5

ジェームズ王の「忠誠の誓い」に端を発した英国とローマ側との論争は結局はそれが単なる「一市民に関する」誓いなのかそれともローマ・カトリック教の根本に係わる問題であったのかである。ジェームズ王側からすれば単に「一市民に関する」問題であるのにローマ側はわざわざ干渉し、そのうえ国内の平和と秩序を乱しまでしている。しかしローマ側からすればこの問題は単に「一市民に関する」ものではなく、ローマ・カトリック教全体に係わる問題で、ローマ教皇とジェームズ王との主権争いにまでいきつく重要な問題となってくる。これまでのダンの論調はジェームズ王の「忠誠の誓い」が単に「一市民に関する」ものであり、王権の神性を擁護し、教皇権の俗権否定、王廃位権否定とジェームズ王の意に沿う形で王を擁護してきたが、ダンは更に論を進め、ローマ・カトリック教に反論を加える。その一つとしてダンは王への服従とローマ教会への服従を比較し、当然のことながら後者を批判する。以下この問題を見ていきたい。

英国側の王への服従とカトリック教徒のローマ教会とローマ教皇への服従の問題に対するダンの見解はすでに触れたダンの王権観と密接にからまっている。即ちダンにとって王に服従するということは単なる一個人への服従を意味せず、より広い、社会的、政治的、国家的な意味を有してくる。ダンは「権力」と「支配権」の「最初の本来的の根源と源」⁽¹⁾ほど「活発な探究」はなく又「当惑」させるものはないとか、支配権の最初の根源を突き止めることは「漠然とした曖昧な探究」⁽²⁾であるとか言っている、この問題の複雑さを示唆しているが、王権神授説論者のダンにとって王に従うことは何ら疑問の余地はない。つまり神は自らが直接吹き込んだ権力に従うように人間の自然と理性に直接

刻みこんでいる。そして神は我々を平和と宗教の中に保護することを最も行いやすい政治形態を整理し、準備するように我々の自然と理性を教化している。権力はまさに「我々を平和と宗教のなかに保護する」⁽³⁾ために神から王に吹き込まれている。ダンの王権への服従の理由はまずこの平和と宗教における我々の保護であるが、このほかにもダンは「平和的に宗教的に生きる」⁽⁴⁾とか「平和を楽しみ、神を崇拝する」⁽⁵⁾とか「平和的宗教的平静」⁽⁶⁾というような表現を使用し、権力と権力への服従の関係を明確にしているが、ダンにとって王権に服従することはとりもなおさずこの平和と宗教を維持するためなのである。しかもキリスト教会創立以来、王権が司教を服従させることによって、その目的を成し遂げてきたと言う。そして我々を平和と宗教において保護してくれる政治形態に神は権力の魂を注ぎこみ、我々は神に由来する光としてその権力に従うのである。我々が「平和を楽しみ、神を崇拝する」ためには「上に立つ者」が必要であることを「自然の光と理性」は認め、そのような目的に必要な権威を神は「上に立つ者」に注ぎ込んでいるのである。⁽⁷⁾このようにダンは王権の必要性、王権の神からの由来について述べる。次に問題となってくるのはいかにしてその権力が行使されるかである。ダンは政治権力が法によって限定されたり、君主と臣民との間に相互義務がある条件付暫定的君主国家を例に挙げているが、ダンの考える君主権力—平和と宗教のなかに我々を保護する君主権力—はそのような契約的なものではないことは彼の信奉する王権神授説から明らかである。神はすべての人間に一つの魂を付与したようにすべての国家に一つの権力を付与しているのであり、人々は王を選ぶとき王権を短縮したり、制限したりすることはできない。

For God inanimates every State with one power, as every man with one soule: when therefore people concur in the desire of such a King, they cannot contract, nor limit his power, no more then parents can condition with God, or provide or withdraw any facultie from the Soule, which God hath infused into the body, which they prepared, and presented to him.⁽⁸⁾

王権神授説の前提に立ち論を進めるダンにとって王の支配権とは何であるのか、それが何に由来するのかは明白である。この二点がわかれば自ずから我々の服従がどのようなものでなければならないかがわかってくる。権力と服従は相対的であるからである。王は「平和的宗教的存在」をもたらすすべてのことにおいて命令するので、我々はその命令すべてにおいて王に服従しなければならない。⁽⁹⁾ ダンにとって君主に服従することは「我々の最初の、本来の、自然な、生来の服従」⁽¹⁰⁾を意味する。王権に服従することによって、服従する者は平和と宗教のなかに保護され、服従によって国家の秩序が維持される。このような考えはいささか楽観的すぎる印象を与えないでもない。なぜかといえば権力を神から付与された者がすべて「平和的宗教的存在」へと我々を導くとは限らず、権力はそれを有するものがどのようにも利用できるからである。神が権力を与える者を選ぶとき神はその選択を誤ったりはしないという考えがダンの根底にはあるようだ。神は正しいから神が選択する人もまた正しいという考えである。この理論は王権神授説を信奉する者にとってははなはだ都合の良いものである。⁽¹¹⁾ 王権は神に由来すると主張する者はそれだけで被支配者に対して自らの絶対的な正しさを主張でき、自らの行為に誤りはないと言えるからである。更に都合の良いことに王権が神に由来するのを見ることの出来る者は誰もいないが、何よりも神からの御墨付がある。ダンが神が王に支配権を与えるときそれは神が人間と交わした「秘密の、暗黙の契約」によるというが、⁽¹²⁾ 王権神授説からの服従の解明は幾分歯切れが悪い。我々にとって興味あることはダンのこのような王権論はジェームズ王の王権論をふまえていることであり、ジェームズ王も又自分の著作の中で「王権の神秘」にしきりに触れているのである。⁽¹³⁾ 王権神授説を信じる者にとってこの理論ほど被支配者に対して強力な理論となるものはないが、ダンがなぜあえて王権神授説のようなより現実的な、

理論的な人からは容易に反論され、議会でもほとんど支持されなかった理論に固執したのかはやはり彼の生きた時代、彼が仕える王を抜きにしては理解できない。ジェームズ王朝は言うまでもなく教皇の王廃位権と英国内からはピューリタン、国外からはジェズイットの人民主権説を相手にしなければ、王朝それ自体が崩壊する危機に接していた。そのような傲慢な教皇や戦闘的な彼らに対抗するには王の神聖を強調し王権を強化する以外に行き伸びる道はなかった。ダンが王権神授説を真に擁護していたのかあるいは単にジェームズ王にこびるために王と同じ説を擁護していたのかその真意は推量の域を越えないが、説教集でも幾度か王権神授説について論じているところから判断すると単に王にこびるためにこの説を取り上げていたとは信じられない。⁽¹⁴⁾ 一見初期の詩からすると新しい物に絶えず目を向けていたような印象を受けるが、ダンの精神構造は元来保守的・伝統主義的である。そのダンが王権神授説を取り上げ、ジェームズ王朝を死守しようとしていたとしてもとりわけ驚くことではないのかもしれない。ダンからすれば国内に住む者がその信条がどうであれ国王に服従することは国内の平和、秩序の維持のためには絶対に必要となってくる。民衆を重視した理論で武装した過激な反ジェームズ王一派が国内にはびこればその結果が行き着く場がどこかはおのずから明白となってくる。祖国を愛する者にとって王への服従は絶対的となる。王への服従は人間である我々に属することであり、決して変わることはない。⁽¹⁵⁾

英国民の王への服従に対してカトリック教徒の服従はどのようなであろうか。この問題に関しダンには (1) 盲目的服従 (2) ローマ教会とローマ教皇への服従 (3) ジェズイットのローマ教皇への服従、の三つの服従を取り上げ、それらをカトリック側は賞揚し結果として王に害を与えていると言う。(1)の盲目的服従とは高位聖職者や修道院長への命令に修道士が無思慮に自らを明け渡すことで、カトリック教徒はただ上司の命令を飲み込むだけで、決して良く考えはしない。この服従をダンは「盲目的な、愚かな服従、見せかけの謙遜」⁽¹⁶⁾と呼ぶが、それによって共同社会の任務が無視されるだけでなく、君主への服従が損なわれ、神に対する鋭い、活動的な、力強い黙想があいまいにされ、妨げられると言う。この服従は例えば或る人が天使と話をするほど高貴になったとしても修道院長が呼べば、

彼は天使のもとを離れなければならないようなものであり、実際ある人は聖母マリアと話をしていたときに呼ばれぶしつけにもマリアのもとを去ったという。このようなカトリック教徒の盲目的服従は「不自然で、子供っぽく、馬鹿げており、偽りのもので、しばしば人を傷つけ、時には反逆的特質」⁽¹⁷⁾を有するが、ダンからすれば真の意味での服従とは言えない。服従というよりは主体性を欠く隷従で、ダンには耐え難いものとなって来る。ダンはあくまでも服従を国家の秩序維持という観点から考えているが、カトリック教徒のこの盲目的服従は少しもそれには寄与しない。むしろ逆にカトリック教徒を王から離反させ、社会を混乱へと陥れる。それゆえダンからすればカトリック教徒のこの修道院長への服従は「思慮」を欠き、服従としては何ら意味を持たなくなってくる。

二番目のカトリック教徒の服従はローマ教会とローマ教皇への服従であるが、これは洗礼の際に人々は自らをまた自ら有するものを盲目的に教会に譲渡する「奪われた服従」であり、真理を欠いている。ダンがこのローマ教会とローマ教皇への服従に対して異を唱えるのは一つにその支配権の巨大さのためである。⁽¹⁸⁾ 洗礼の際教皇が教会の君主であることを誓わされ、教皇の君主地位否定を教皇は大反逆罪とし、教皇教書に反してまで君主に服従することを小反逆罪とする。ローマ側はローマ教皇の支配権が俗事にまで及ぶと言うがもしそれが真実ならば王の必要性はどこにあるのか。ここでダンはローマ教皇が本来留まるべき領域を越えるとき、つまり宗教から俗事へとその支配権を行使しようとするときローマ教皇を容赦なく批判するが、当然のことながらジェームズ王の「忠誠の誓い」を念頭に置いている。ローマ側はローマ教皇の「普遍的支配権」を盾に王に対する教皇の優位を主張するが、そもそもこの「普遍的支配権」を教皇がいかんにして有しているのか、いかんにして手にいれたのかは定かではない。更にその権力が教皇の手に入るとき、それは直接的なのか間接的なのかすらわからない。教皇の普遍的支配権を主張する彼らが神の法（聖書）を弁解として使用するのか神の法の下（教父の解釈）を弁解としてなのか神の法を越えて（ローマ教皇の教令）なのかはわからない。⁽¹⁹⁾ ローマ教皇の支配権そのものの由来についてダンはこのように疑問を投げかけるが、それとは逆に王権の由来は明白で王は自然法、国際法、神の法

によって何を成すべきか定められており、それをなすことができる。更に教皇権力を教義と実践を考えると教皇の支配権は疑わしいものとなって来る。なぜかと言えば教皇が普遍的支配権のもとに俗権を行使するとき、それは自らの利益のためであるからである。例えばある王を単に男らしくないという理由でローマ教皇はその王を廃位したが、ローマ側はほんのちょっとしたことでもその俗権をふるう。⁽²⁰⁾ このようなローマ教皇への服従は「我々の心の律法」の中にも聖書の中にも又その他記録のなかにも見出されない。英国の場合には教皇の普遍的支配権を受けることもなく、王は英国民を「平和と宗教」において保護しているとダンは言いたいのである。王は本来の王の領域に留まり、世俗的な名誉や利益のためにその名誉を傷つけるようなローマ教皇とは異なる。ダンはこのように俗権にまで権力を及ぼす教皇へのカトリック教徒の服従に疑問を投げかける。

君主へ害を与えるローマ側の最後の服従はジェズイットのローマ教皇への服従である。これは教皇の意志へのジェズイットの扇動的な奴隷的な服従である。最初の盲目的な服従と比べてこのジェズイットの教皇への服従はよりジェームズ王にとって脅威となる。なぜならジェズイットは教皇への服従により国家問題と王国処理の手先になり、民衆を軽視する王国を敵対視し、実際王殺しを実行していたからである。ジェズイットの王殺しを風刺的に扱ったのが『偽殉教者』の直後の『イグナティウスの秘密会議』であるが、この『偽殉教者』でもダンはジェズイットの狂信的な教皇への服従を批判する。なぜジェズイットが教皇の命ずることを即座に実行に移すかと言えばジェズイットが教皇を神と同一視しているのだから、神におけると同様教皇にも「偶然性」はありえないと考えるからである。だからジェズイットは教皇の命令に従い、次のようなことを行う。

And therefore vowing their trauell and labour, to the corrupting and aliening of Subiects, to the combustion or translation of Kingdomes, to the auiling and eradi cation of Princes, they do not vow *De futuris Contingentibus*, but of things euer constantly resolued in the Decree, and Counsell, and purpose of the Bishop of Rome. ⁽²¹⁾

この一節からジェズイットが何を考え、何を企てよ

うとしていたかが容易に理解でき、いかにジェームズ王や他のヨーロッパの諸君主がジェズイットを恐れていたかがわかる。ジェズイットの教皇への誓約はパウロ三世(1534-49)の教皇教書のなかに見られるというが、ダンはこのジェズイットが教皇に服従する必要があることと理由として教皇は過った情報によって事実の点において多くの誤りを犯しているからだと言う。ダンが教皇への服従を全く否定しているのではなく、当時の教皇パウロ五世を信じる必要はないと言っているだけなのである。教皇選挙には多くの腐敗があり、そのために教皇選挙は無効であるからである。たとえジェズイットが教皇選挙には何ら不正はなかったと確信していても聖職売買についての教令が一般の人を不安と困惑に陥れている。教皇選挙に聖職売買による不正があれば選ばれた教皇は靈的俗的支配権は有せず、教皇が以前所有していた威厳をすべて失い、そのあとは無能になる。結局教皇選挙には不正があれば教皇は教皇ではなくなる。だから教皇の信者に対して行為を拘束するような誓約は不法で無分別な行為である。結局ジェズイットの現ローマ教皇パウロ五世に対する服従はそもそも教皇の選挙のされかたに問題があり、教皇として認められないという。ところがジェズイットは教皇への絶対服従を盾に国内の治安を乱し、王を軽視し、ジェームズ王にとってはまさに排斥されねばならない存在となっている。それ故彼らの教皇への服従は「扇動的」で「隷属的」で正当性を欠くものだと言う。⁽²²⁾

これまでローマ側の三種の服従について見てきたが、ダンはあくまでも服従をジェームズ王朝と英国との観点から考えている。臣民が服従することによって国家の秩序維持に貢献するという点から考えるとこれまで見てきたローマ側の服従は服従とは言えない。彼らの服従は服従によって国家の平和に寄与するどころか逆にカトリック教徒をジェームズ王から離反させ、国内に分裂を生じさせる。何よりも彼らの服従は国王以外の者への服従により国王という自然理性と聖書により臣民を支配すべく存在を無視せしめるに至るのである。ジェームズ王の「忠誠の誓い」を無視し、王を王として認めず、あくまでも王に対しては不服従の立場を貫く。それがために彼らがもし死を招くならば彼らは殉教者としてカトリック教会から認められる。このような考えのもとにカトリック教徒は進んで王に対し不服

従の態度を示し、「忠誠の誓い」を拒否した。しかしダンはこれまで見てきたようにカトリック教徒の三種の服従には思慮、真実、公正を欠くと言ったが、⁽²³⁾ 彼らの服従はダンからすればすべて服従とは言えないものである。

これに反して王への服従はどうなのか。臣民が王に従うのはなぜなのか。この問題を論ずることによってダンは「忠誠の誓い」に対するカトリック教徒の態度を軟化させようとする。国王への服従は一つに「自然」によって「我々は我々を平和と宗教において保護することのできる権力に従わねばならない」⁽²⁴⁾ ことは人種、信条を問わず自明の真理である。そしてロマ書13章1節で「すべての人は上に立つ権威に従うべきである」と言っており、教父達はこの権威を王権と解釈し、又サミュエル記下7章14節では神はイスラエルを支配するために王を任命しているし、箴言8章15節では神によって王は支配すると言っており、聖書からも王権が神に由来することが明らかである。王権は神によって制定され、保護され、王は神にしかその行為の責任を負わず、いかなる人間の裁きをも受けないのである。王権神授説である。「自然」と「聖書」という明白な否定できない権威により王への服従は何ら問題はない。「自然」、「聖書」、「教父」及び様々な行為、経験が王権への服従の正当性を示している。市民としての王への服従を要求する「忠誠の誓い」を拒否する理由は見当たらない。それでもカトリック教徒が「忠誠の誓い」拒否により生命の危険を招くのは「自然」、「聖書」に反する行為である。このように最初王への服従から「忠誠の誓い」の正当性を論じ、次にカトリックの決疑論者(Casulist)の理論を持ち出し、「忠誠の誓い」に対して躊躇しているカトリック教徒を説得する。『偽殉教者』におけるダンのカトリック教徒説得の方法の一つが相手の理論、主張を取り入れることであるが、ここでもその方法に従っている。決疑論は疑念、疑惑、意見、誤りに従っていかに良心が行動しなければならぬかを教え、疑わしい点においては「最も普通で一般的な意見」⁽²⁵⁾に従わねばならないことを教える。「忠誠の誓い」の場合カトリック教徒にとっては「忠誠の誓い」を拒否することが普通意見となっており、この意見に従うことがカトリック教徒にとっては安全な道となる。しかしここでダンはこの普通意見が確かであり、それを認めることが可能だとしてもその

普通意見は我々を拘束せず、別の意見がより安全であるときには我々はその普通意見から離れることができるという決疑論者の考えを持ち出す。つまり教皇の「忠誠の誓い」拒否の命令よりも「忠誠の誓い」に従うことがより安全であるからカトリック教徒は教皇の「忠誠の誓い」拒否の命令には従わなくてもよいということになる。又上司が困難なことを命令しても、その命令が合法的か否かを疑えば、たとえ上司の命令に従うことがより安全であっても従う必要はないというカトリックの神学者の言葉を引用する。これも当面の「忠誠の誓い」に対して疑念を抱いているカトリック教徒に当てはめることのできる。つまり、ローマ教皇の「忠誠の誓い」拒否の命令をただ疑いさえすればカトリック教徒は教皇に従う必要はなくなるのである。またドミニコ派の神学者ソト(Soto)はたとえ上司の教えが正しくともそれに反して行動できるという説を唱える。なぜならばとソトは次のように言う。

it is then onely sinne to doe against your conscience, when to do according to your conscience, is safe, and that no danger to the state, or to a third person, appears therein. ⁽²⁶⁾

この理論を「忠誠の誓い」に応用すればどうなるか。カトリック教徒が自らの良心に従って「忠誠の誓い」をとった場合それは安全であり、しかもその誓いをたてたことにより国家にも又第三者にも何ら危害が現れないから、かえって自らの良心にそむくことになり、それは罪となってくる。生命の危険や財産没収の危険を犯してまで良心に反して服従するのは「自然」に反する。このようにダンはカトリック側の説を巧みに利用し、「忠誠の誓い」をとることにしては問題はないとカトリック教徒を説得する。

カトリック側の見解を利用する反論方法をさらにダンは利用する。ダンは「忠誠の誓い」を拒否するカトリック教徒は実際は事の真相を理解しておらず、この服従の問題については無知なのではないかと言う。カトリックのシマンカ(Simancha)によれば自らの知識に基づいて証言する人はいかにして自分がその知識を得るようになったかをはっきりと示さなくてはならない。そしてそれが理解に関することであるとすれば彼はいかなる手段によって彼の理解に達したかを明らかにしなければならない。理性に帰することでもそれは確実に必然的に結論し、証明しなければならない。⁽²⁷⁾

このような考えに立ってカトリック教徒の「忠誠の誓い」拒否を論ずるとどうなるか。カトリック教徒が血を流してまで「忠誠の誓い」拒否に同意し、更に危険を招くことが自らの知識に基づいての行動ならばカトリック教徒はいかにして自分がその拒否の知識に達したかをキリスト教世界に告げなければならないとダンは言う。もし神の法つまり聖書から拒否の知識を得たと言うのであれば、教父の全員一致による以外は聖書を受け入れてはならないし、又解釈してもならず、聖書からその知識を得たとは考えられない。服従拒否の論理は後世の人々が様々な感覚、空想、推論によって作りあげたのである。⁽²⁸⁾ このようにダンは「忠誠の誓い」拒否の理論は聖書には見られず、カトリック教徒は拒否に至った理由を示すことはできないはずだと言う。次にパウロ五世の「忠誠の誓い」拒否命令はCatholicの名に値するのかとダンは疑問を呈する。Catholicなるものは一時期におけるすべての人の全員一致ではなくカトリック教会の全員一致であることを考えると、「忠誠の誓い」拒否のパウロ五世の命令はパウロ五世個人の命令にすぎず、それ故Catholicという名に値しないからその命令は拒否できると言う。⁽²⁹⁾ カトリック教徒は「忠誠の誓い」を拒否するのは全員の一致によるというが、「忠誠の誓い」拒否はパウロ五世個人の俗権行使によるもので、カトリック教徒の中にもこの俗権に反対した者がいる程で彼らの中でも意見が別れている。教皇に俗権があると信じている者はいかにしてそれが教皇にあるのか知らなければならないが、そうでなければ彼らはいかにしてそれを知っているのかと自分に問う良心に答えていない。もし良心が問わなければその人は殉教者になるには余りにも「眠気を誘うようなばかげた気分」⁽³⁰⁾のなかにいると言う。ここでダンは良心と知識の関係からカトリック教徒の「忠誠の誓い」拒否には疑問があることを指摘する。良心とはアキナスの定義によると我々が我々の知識のある特別なものに適応する行為であるから、良心は絶えず知識を前提としている。知識に基づいて行わなければならない良心に基づいては何も行ふことはできない。もし我々が知るべきであり、到達可能ものがあるとき無知は弁解とならず、誤った知識は危険な状況では我々の良心を拘束はしない。もし「忠誠の誓い」拒否と王座位権が我々に関係することであり、我々が知らなければならないことであるなら、このことを知らない臣民

は許されざる思まわしい無知の中にあることになる。良心とは我々の知識をなにかに適應することであり、その場合に我々を拘束する法を我々に提示することであるが、果たして「忠誠の誓い」拒否を行うカトリック教徒は真の良心に従って行動しているのか疑問である。むしろ彼らは無知のままローマ教皇の命令をうのみにし、ただ教皇に隷属しているだけではないか。このようにダンは考えるのである。だからジェームズ王の「忠誠の誓い」を良く考えてみると教皇の命令に従って拒否するよりそれを受け入れたほうが遙かに理にかなない、自然である。何はともあれ聖書から王に従うことは明白で、自然理性も自己の不利益になってまでも上司の命令には従う必要はないことを教えている。それに「忠誠の誓い」はローマ教皇の権威に少しも触れるものではなく、むしろ「忠誠の誓い」に干渉するローマ教皇こそが俗権を振るい、本来の教皇の立場を越えている。ダンは次のように言う。

Now, in a man, in whom there are all these iust *preiudices* and *prescription*, That *Nature* teaches him to obey him that can preserve him, That the *Scriptures* prouoke him to this obedience, That the *Fathers* interpret these *Scriptures* of *Regall power*, That subsequent acts, and *Experience* teaches, Regall power to be sufficient for that end; what can arise, strong to defeate all these, or plant a *knowledge* contrary to this, by any evidence so neere the first *Principles*, as this [the Oath of Allegiance] is grounded vpon? ⁽³¹⁾

王への服従は自然、聖書、教父等からも明白でこれらに反論できないしこれまでも反論されていない。自然理性と規則という優先権と生得権と「忠誠の誓い」拒否者が招く危険を考慮に入れると王へ服従するのが最も自然であるというのである。

更にカトリック教徒は「正当な恐怖」(just fear)によって「忠誠の誓い」を悪とみなし、誓いをとる必要がないと主張したが、これに対しても「正当な恐怖」を逆に利用し、「忠誠の誓い」をとるようカトリック教徒に忠告する。「正当な恐怖」とはダンの言葉を借りれば「志操堅固な人にふりかかるがその人の志操堅固を取り去ることのできない恐怖」⁽³²⁾である。この恐怖があれば人はどんな悪を行うことから許されるというのではなく、元来悪ですべての悪の状況を伴う場合であるという。この恐怖をもてば民法であれ教会法で

あれ、どんな人間の法をも破っても許される。しかし一般的に自分よりも上の権威への服従は「道徳的に自然で」とダンは考えている。つまり君主や上に立つ者に従うことは悪ではなく、権力は軽蔑されることは出来ない。ところで「忠誠の誓い」は元来悪ではなく、又ローマ教会侮辱とかカトリック教破棄のためではなく、単に君主の身の安全(Security)を守るために発せられたのである。ところで本来悪でなかった「忠誠の誓い」がパウロ五世個人の拒否命令により、悪となったが、すべての拒否者が耐えられなければならない苦悩や反「忠誠の誓い」派とカトリック教徒の主張への敵意と激怒のなかにあっては「忠誠の誓い」をとることは許されるとダンは言う。そのような正当な恐怖に際してはいかに教皇の命令といえどもそれを無視することは可能であり、それが罪となることはない。聴罪司祭を中傷し、告解者を危険に陥れ、第三者を誹謗するような罪は告白に際しては省略できると決疑論者は言っているかである。この正当な恐怖をダンはさらに利用し、スペインのジェズイットのアゾリアス(Azorius)が主張したコンスタンス宗教会議の布告として正当な恐怖が教皇選挙を無効にするという決定を挙げている。アゾリアスによれば、教皇選挙の際枢機卿が抱いていた恐怖を枢機卿が取り除いたあとでは、彼らが教皇を承認するとしても、彼は教皇ではなく、選挙は無効となる。このようにアゾリアスは正当な恐怖をもてば教皇ですら教皇でなくなるという。更にアゾリアスは異端の君主に服従しても良い場合があると次のように言う。

if an hereticall Prince commaunds his Catholicke Subjects to goe to Church, vpon paine of death or losse of goods, if hee doe this onely because he will have his Lawes obeyed, and not to make it Symbolum Hereticae prauitatis, nor have a purpose to discern the by Catholickes from Hereticks, they may obey it. ⁽³³⁾

つまり教会に行かなければ生命や財産に危険が及んだり、異端の君主が単に自分の法に服従してもらいたいためとか彼の法に従うか否かを異端的な墮落のしるしにするためではなく、またそれがカトリック教徒と異端者を区別する目的をもっていなければ、異端の君主に服従することができるというのである。アゾリアスのこの言葉はまさしくジェームズ王の「忠誠の誓い」

に適應できるのである。なぜならば王の「忠誠の誓い」は上にアゾリアスが挙げた内容と殆ど一致するからである。ダンは次のように言う。

For this Oath [of Allegiance] is not offered as a Symbole or token of our Religion, nor to distinguish Papists from Protestants, but only for a Declaration and Preservation of such as are well affected in Ciuill Obedience, from others which either haue a rebellious and treacherous disposition already, or may decline and sinke into it, if they bee not vphelde and arrested with such a helpe, as an Oath to the contrary. ⁽³⁴⁾

ジェームズ王の「忠誠の誓い」はカトリック教徒と新教徒を区別するためではなく、市民としての服従に好意を抱いている人たちを反逆的な不実な人から公表し保護するためである。このようにアゾリアスの見解をジェームズ王の「忠誠の誓い」に適用し「忠誠の誓い」をカトリック教徒がたてても何ら問題はないという。又、生命の危険、財産の没収の恐れがある場合破門された王に従う必要があるというカトリック教徒もいる。⁽³⁵⁾ 生命にかかわる問題においてはいかなる手段によっても生命を救うことは正当なことであるからである。ダンは「忠誠の誓い」に反対するカトリック教徒を説得するために繰り返しカトリック教の神学者の考えを利用し、「忠誠の誓い」の正当性を説く。「忠誠の誓い」を拒否するカトリック教徒に対してカトリック教の内部からの援護を得ようというのである。結局市民としての服従に関しては自然と聖書によって明確にされているのに反し、後世の様々な服従への反論はもっともらしいが疑わしく、その反論には自然と聖書の真実に匹敵する権威と真実性はなく、又良心と知識の関係、それに「正当な恐怖」からカトリック教徒は「忠誠の誓い」をとることはできるとダンが結論する。

ジェームズ王の「忠誠の誓い」を擁護するにあたりダンはジェームズ王が自著のなかで触れなかった服従という問題を取り上げ、王に反論するカトリック教徒の考えを巧みに利用し「忠誠の誓い」を擁護する。カトリック教徒が「忠誠の誓い」に反論する際の武器を逆に王側に引き入れ、相手の武器で武装するしたたかさをダンは見せている。裏を返せばいかにダンがカトリック教徒の論客を読んでいたかを如実に証明することであるが、英国国教会に転向してもなお依然として

自分が捨てたカトリック教会には多大な関心を寄せていたことも示している。ジェームズ王を擁護する一人として又ジェームズ王朝での登用を望むダンにとって王の「忠誠の誓い」を擁護することは絶対条件であった。ジェームズ王の著作が論争の最大の問題点は教皇が市民としての服従を強いるだけの「忠誠の誓い」にローマ教皇が介入できるか、ローマ教皇が「忠誠の誓い」拒否をカトリック教徒に命令できるか、カトリック教徒はローマ教皇の命令に服従しなければならないかであった。それは又王と教皇の優位争いにまで発展し、教皇は王を廃位できるのかという問題へと行きつく大きな問題でもあった。ローマ教皇に単なる一市民としての誓いに干渉する権利があるのか、そもそも本来霊的な事柄にのみ留まるべき教皇が世俗的な領域にまでその権力を行使してもいいのか、さらに問題は複雑化していく。ローマ側が教皇には世俗的な権威もあると主張したのは枢機卿ペラルミーノ（Roberto Bellarmino）の「間接権力論」によっている。この理論により教皇は俗権を振るうことが可能となってくる。ダンはこれにも反論しているが次にこの問題を見てみたい。

6

「忠誠の誓い」の論争点のひとつはローマ教皇によって破門され、王位を剝奪された王は臣下によって廃位され、殺害されるというローマ側の主張をカトリック教徒は「不敬で異端であるとして心から嫌悪し、誓って放棄する」というものであったが、問題はローマ教皇がジェームズ王の「市民としての服従」を要求する「忠誠の誓い」にいかにして介入できるのかであった。世俗の君主が発する世俗的な誓いに霊的君主がいかに本来存在するはずのない俗権を行使し、カトリック教徒に誓いの拒否を勧めることが可能なのか。カトリック側はローマ教皇が俗権を振るうことは可能だとして、ジェームズ王の「忠誠の誓い」に干渉してきたが、その理論的支柱となったのがローマ・カトリック教会の枢機卿ロベルト・ペラルミーノ（Robert Bellarmine）の「間接権力説」であった。この理論は簡単に言えばローマ教皇には直接には世俗的な問題に関与する権力はないが、間接的にはあるというものであった。この間接権力説をペラルミーノは *The Supreme Pontiff* や

Power of the Pope in Temporal Affairs Against William Barclay 等で明確にしているが、⁽³⁶⁾それによればローマ教皇はカトリック教徒の魂の救済に必要であれば、間接的に俗権を行使できるのである。この理論は教皇が魂の救済に必要な事柄を恣意的に決定でき、宗教以外の問題にも教皇が介入できる口実を教皇に与えることができるのである。例えばジェームズ王の「忠誠の誓い」についても、それが英国内のカトリック教徒の魂の救済に係わると教皇が判断すれば(実際そう判断したのだが)、教皇はジェームズ王に反論でき、挙げ句の果てには、王を破門したり、廃位したりすることが可能となってくる。ベラルミーノの「間接権力説」はカトリック教徒特にジェズイットに強い影響を及ぼし、ジェズイットの英国への攻撃はこの理論に基づいていた。この理論でジェームズ王にとって無視できない点は異端君主は支配することが許されず、異端君主を廃位するのは教皇の権利・義務であり、この教皇の権利は王の臣民の「忠誠の誓い」を解除し、外国侵略によって教皇の判決の実行を援助すべくヨーロッパのカトリック君主へ命令することによって効果がありうるというものであった。⁽³⁷⁾本来霊的支配権に留まるべき教皇が世俗の権力を行使すれば王と衝突するのは明白である。ジェームズ王とパウル五世の論争も教皇が間接権力説を盾に俗事に介入し、ジェームズ王を異端と決めつけたからであった。教皇は霊権と俗権のふたつの刀で武装し、絶大な権力を振るうことになる。ダンは教皇の俗権には反対の態度をすでに表明していたが、ここでベラルミーノの間接権力説への反論から教皇の俗権を否定する。ダンは最初ベラルミーノのローマ教皇とキリストの比較から始める。ベラルミーノによれば、教皇は、人々の中で生きていたときのキリストの代理となっている。また我々はキリストが死すべき人間であったときに持っていた以上の任務をローマ教皇に付与できない。キリストには世俗王国の遂行や世俗王国に対する権力がないから、教皇が王から王の地位を奪えば、教皇はキリスト以上に偉大となる。このようにベラルミーノはローマ教皇をキリストと比較し、キリストの地上における代理者としての教皇に君主を支配する直接的な普通の権力の資格を与える人たちに反論する。ところがベラルミーノは君主に対する教皇の直接権力によるのではなく、キリストと同様霊的君主としての教皇権力によってもし教皇が霊的な目

的に役立つと判断すればあらゆる世俗的な問題をも処理できるという「間接権力説」を打ち出した。

...as Christ was, so the Pope is spirituall Prince ouer all men, and that by virtue of that power, he may dispose of all temporall things, as hee shall iudge it expedient to his spirituall ends. ⁽³⁸⁾

ベラルミーノは教皇の直接的権力を主張する人に対して、聖書や使徒伝統にそれが見られず、聖書には天国の鍵についての言及はあるが、地上の王国についてはないというが、ダンはベラルミーノの間接権力説も聖書や使徒伝統には見られないと言う。ベラルミーノは更に教皇の直接権力に反対する理由として王権はキリストには不必要で、余分で無駄なものであったと言うが、キリストの現世における代理者教皇にも直接的世俗王権は無用である。キリストが行使した権力以外にローマ教皇には権力はなかったとベラルミーノは教皇の俗権を認めようとはしない。ベラルミーノは又キリストは王権を行使せず、キリスト自らそれを持っていると宣言しなかったともいっているが、その宣言と実践こそが教皇が従うべく先例であるとダンは言う。使徒の時代には霊的権力と世俗的権力は別れており、俗権は皇帝に、教会権力は使徒や聖職者にあったと言うが、それではいかなる方法で、いかなる時に俗権が聖職者の中に入ったのかとダンは逆に反論する。教皇の俗権が霊権から生じたというのはキリスト聖職任命の際の権力が完全でもなく完成もしていなかったと言うようなもので、又教皇の俗権は霊権の最高の行為で特権のようなものであると言うことは説得力がない。

For, to say, that it [the temporal power of the pope] sprong out of Spirituall Authoritie, at Christs institution had not all her perfections and maturity, and say, that it is no other but the highest act, and a kinde of prerogative of the spirituall power, will not reach home. ⁽³⁹⁾

霊的君主としての教皇が俗事を処理することができ、世俗的な刀と俗権をも又教皇は使用することをカトリック教徒はいかにして認めることができるのであろうか。ベラルミーノは教皇の俗権は教皇にあるが、教皇としてではないとか、教皇だけが君主を廃位でき王国を移すことができるが、教皇としてではないという。ベラルミーノは教皇と霊的君主としての教皇を区別してい

るようだが、それは単なる口実で俗権を行使するの
君主を廃位するのも同じ教皇である。教皇に教皇と靈
的君主として教皇の両者が存するという考えは「曖昧
な眠気を誘うような教義」⁽⁴⁰⁾であり、いかなる人も命
をかけるにはあまりにも説明がつかないことである。
ベラルミーノのこのような教皇の俗権を認める考えは
カトリック教徒の内部からも批判・反対がでてい
る。ベラルミーノ以前は教皇に直接的な普通権力しか認
めていなかったが、ベラルミーノ及び彼の一派は教皇に
「新しい、もっともらしい権利」を与えている。ある
カトリック教徒はベラルミーノに「不敬な政治家」
の汚名を浴びせ、名指しでベラルミーノを非難してい
る。又ボズィウス (Bozius) なるカトリック教徒はベ
ラルミーノ等を「新しい神学者」と呼び、彼らが明白
に偽りの教義や真理に反する教義を教えていると批判
している。⁽⁴¹⁾あるいは別のカトリック教徒は、神から
直接与えられた権力を教皇が行使するのは自然に反
していないが、教皇の俗権を認める見解は自然に反し
ている。なぜならばそのような権威の行使は名指しで
神から与えられてもいないし又教会の本来の目的にも
必要ではないからである、と言う。⁽⁴²⁾更に別のカトリ
ック教徒パークレイ (William Barclay) は、パウロ五世
はベラルミーノが述べた教皇の俗権擁護の理論のため
にベラルミーノの著作を非難するところであったとい
う。

... though Bellarmine have giuen as much to
the Pope, as honestly he could, and more then
he should have done, yet he was so farre from
satisfying the Pope herein, that for this opinion
the Pope was very neere condemning all his
works, ... ⁽⁴³⁾

このようなカトリック教会内部からの批判があるた
めにベラルミーノの説はいまだに殉教に必要な精神的
な強さへ良心をはぐくむほどの十分な認可を教会から
受けていない。カトリックのフランシスカス ア ヴィ
クトリア (Franciscus a Victoria) は教皇の俗権に
は直接的にも間接的にも反対したが、彼は「教皇の俗
権はいかなる手段によっても教皇に存することは証明
されない。それ故教皇は俗権を有していない」⁽⁴⁴⁾と述
べ、また、教皇の直接的な俗権は単に教皇を喜ばせる
だけで全くの作り事であると厳しく批判する。

It [the direct authority of the pope] is
manifestly false, although they say that it is
manifestly true; And I beleuee it to be a meere
deuse, only to flatter the Popes. And it is
altogether fained, without probability, Resaon,
Witness, Scripture, Father, or Deuine. Onely
some Glossers of the law, poore in fortune and
learning, have bestowed this authority vpon
them. ⁽⁴⁵⁾

ダンにとってはローマ教会自身が教皇の俗権が何で
あるかがまだわかっていないのに、ローマ教会の俗権
のために死ぬような服従は「軽率な、時期早々な服従」
⁽⁴⁶⁾である。本書の他の箇所でもダンは再三教皇の俗
権に対してそれが「暴力的な殺人的な毒」⁽⁴⁷⁾であると
か又霊権が俗権を生み出すという考えほど途方もなく
不自然で不相応なことはないとか言って批判している。
⁽⁴⁸⁾ベラルミーノは教皇をキリストの地上における代
理者としてみなし、教皇に霊権しか認めない態度を示
すが、そこまではダンと同意見なのである。しかし間
接権力説を持ち出し、教皇の俗事への介入を認め、教
皇の俗権を主張するに至り、ダンと完全に意見を異に
することになる。カトリック教徒は結局教皇を靈的君
主として認めながら教皇の俗事への介入、俗権行使を
認めるという矛盾を犯すことになる。ベラルミーノは
自著のなかで度々自説を変えたと言われているが、当
初彼も教皇の俗権を主張しはしなかった。しかしジェ
ームズ王の「忠誠の誓い」に介入する口実として間接
権力説を唱え、それが結局は暴君に抵抗するためだと
いうカトリック側の強力な武器となったのである。教
皇の俗事への干渉権を認め、王の廃位を宣言し、臣民
に王への忠誠を免除させる間接権力説はカトリック教
会の抵抗理論である「王権民授説」と密接にからまっ
ている。教皇権力は直接神に由来しそれ故教皇は人間
によって選ばれる王を支配するというローマ側の理論
はジェームズ王及びダンの王権神授説とは真っ向から
対立したが、王やダンは王権の神からの由来を説き、
王権の神性を主張していた。ベラルミーノの間接権力
説と王権神授説とはそもそも各々の理論の立脚点が異
なり、ただ平行線をたどるだけで、一致点を見出す
ことはありえない。カトリック教徒特にジェズイット
が宗教的よりも政治的に勢力を得、宗教を隠れ蓑にヨ
ーロッパ内外でその政治権力を振るっていたが、彼ら
の手段は侵略、抵抗又は革命として王殺しであった。
そしてその理論的指導者がベラルミーノであったわけ

であるが、彼の間接権力説を盾にカトリック教徒は強硬にジェームズ王の「忠誠の誓い」に介入してくる。ダンはベラルミーノの間接権力説を結局は教皇の俗権として批判するが、カトリック側からのベラルミーノへの批判・反対をも持ち出し、彼の説を退ける。間接権力説を認めることは教皇の王の「忠誠の誓い」への介入を容認し、更には英国内のカトリック教徒に対しての「忠誠の誓い」拒否は認へと通じることは誰の目から見ても明らかであるかである。ダンからすれば王を守るために是が非でも間接権力説は排斥されねばならない。間接権力説はただ名を変えただけのれっきとした教皇の俗権主張である。「忠誠の誓い」を単なる「市民としての服従」とみなすダンにとって教皇の俗権は最初から否定されなければならない。「忠誠の誓い」は世俗的なものであるからローマ教皇は干渉する権利はなく、場違いなことを行っている、教皇は本来の職務に専念せよ、と言いたいのである。ローマ側はあらゆる手段を使って英国に干渉し、その権力を行使しようとする。その一つがベラルミーノの間接権力説であったわけであるが、ダン論敵のカトリック神学者を引用し、ベラルミーノへ反論する。ダンのローマ教皇の俗権反論はこれで終わるのではない。ローマ側は教会法を盾に教皇の俗権を主張するが、ダンもこれにも反論を加える。以下、教会法と教皇の俗権についてダンがいかにしてそれらを扱い、反駁しているか見てみたい。

7

教会法とは言うまでもなく教会が信仰、道徳、規律の諸問題において定めた規則や法律のことであるが、ローマ・カトリック教会は事ある度に破門を武器とした教会法を定め、反ローマ・カトリック教会派からは聖書以上に重視されていると批判されたいわくつきの法典であった。ダンも教会法の名の下に「最も有害な、伝染性の教義」⁽⁴⁹⁾が我々に伝えられていると言う。教会法のために教会法が作られ、教会法に次々と教会法が付け加えられていったが、ダンは、ローマ教会は教会法という腫瘍と異常増殖物で毒されるべきではないと膨大になった教会法を批判する。カトリック側はこのような教会法を理由に教皇の俗権を主張したが、ダンはまず教会法の父と言われる12世紀のグラティアヌス

(Gratian)を取り上げ、彼の教会法にはいかに誤謬が多いかを指摘し、グラティアヌスは信頼するに値しないと云う。⁽⁵⁰⁾そして病弱な、弱々しい構造を持つ教会法は神の言葉を擁護するのと同じ証明方法で良心を擁護するほどの自信を良心にもたらすことも、かつ良心から除去できない程の信念をも生じさせることは出来ないと言葉を続ける。

These Canons therefore, of so sickely and weake constitution, that any thing deiects them, cannot preuaile so much vpon consciences, as to imprint and and worke such a confidence in them, and irremouableness from them, as to maintaine them with the same maner of testimonie, as we would doe the words of God himselfe. ⁽⁵¹⁾

しかしながら、そのような教会法がただ教会法という名だけで驚くべきことに今なおカトリック教徒の良心を束縛している。

...they [the Canons] affright and enthrall the tender consciences of their owne *Disciples*, with nothing more, then the name of *Canons*, to which promiscuously they ascribe all reuerence and assent, without distinguishing to them. ⁽⁵²⁾

そして教会法は俗人に破門を投げかけ、聖霊によって作られた教会法を犯すことは聖霊に対する冒瀆であると言う。

And therefore the *Canons* themselves not only inflict an *Anatheme* vpon any Lay-man, which shall so much as dispute vpon, the text, or any one *Iod* of the Epistle of Pope *Leo*, which is in the *Canons*, but also pronounce it *blasphemy against the holy Ghost*, to violate a *Canon* willingly, because they are made by the holy Ghost. ⁽⁵³⁾

このような教会法が人々の良心を束縛し、次々と付け加えられていく教会法がいかに人々を拘束し、教会法という名で彼らを苦しめているかをも又ダンは指摘する。そして驚くべきことに教会法が聖書以上に自由自在に使われ、あらゆる場合に適応されているのである。⁽⁵⁴⁾ダンにとって教会法は正に「欠陥」と「腐敗」の集積にすぎないが、⁽⁵⁵⁾教会法への服従は絶対的なのであろうか。教会法への服従を避けることはできないのであろうか。この問題に対してダンは教会法が我々を拘束しない場合もあることをグラティアヌスや他の

カトリック教の神学者を引用して次のように述べる。つまり教会法はそれが発布されようともその国で受け入れられなかったり、実施されなければ拘束力はない。同じようにトレント公会議も拘束できない国があるがそれはその国で公会議が受け入れられていないからである。このように考えてくると教皇の君主廃位権を定める教会法が君主によって認められ、実施されることはありうるだろうか。ダンは次のように言う。

And can you finde that any such *Canons* as enable the Pope to depose a Prince, have beene admitted by our Princes, and practised as ordinarie and currant law? Or can you finde any *Canon* to this purpose, with the face and countenance of a law, made by the Popes in reposed & peaceable times, and delivered quietly as a matter of Doctrine and conscience, and so accepted by the Church and state? ⁽⁵⁶⁾

そして世俗的な問題において教皇が敵に対して味方をたて、維持するために教書や答書を承認して自らの事業を容易に行うとするなら、それは法の性質とは言えず、また受け入れられもせず、実施されることもなく、良心を拘束する力や強さをもつほど正しいと言われることもない。

For if in the *temporall Schismes*, and differences, for *temporall* matters, betweene the Popes and other Princes, the Popes, to raise or maintaine a party against their enemies, have suffered seditious *Bulls*, and *Rescripts* to passe from them, to fasciliate and effect their enterprises then in hand, this is farre from the nature of a law, and from being accepted and *practised*, and so iustified, as it may be drawne into consequence, and haue power and strength to binde the conscience. ⁽⁵⁷⁾

これは教皇が自己の俗権擁護のために発する教書等には法としての拘束力はないという意味であるが、それと同様、教会法が教皇の俗権を定める場合その教会法には法としての拘束力はなく、それ故、教会法が王に対して支配権を有することは出来ず、ましてや王を廃位する権利など考えることもできない。ダンはこのように法は受け入れられれば効力を発揮し、逆に受け入れられなければその法は無効になるという主張を一貫して取り続ける。

For, if these lawes bee not borne alive, but haue their quickning by others *acceptation*, the same power that giues them life, may by *desertion* withdraw their strength, and leaue them inualid. ⁽⁵⁸⁾

ダンの教会法への態度は以上で明らかである。ダン是个々の教会法を扱う前にいかに腐敗、墮落している形骸化した教会法が教会法という名のもとに人々に課せられ、しかも聖書に匹敵するほどの力を有しているかを示している。ダンからすれば教会法は単なる教皇の恣意的な産物で教皇や教会の権威にかこつけて強制的に人々に負わせているだけである。ローマ教会の横暴にはただローマ教会という名があるだけで何も拘束力はない。しかしローマ教会が教会法を盾に俗権にまでその権力を伸ばしていることは事実であった。それはなぜなのか。実はダンの時代までにカトリック教会を代表する4つの教会法が存在しており、それらによってカトリック教会は教皇の俗権を主張したのであった。果たしてそれら4つの教会法が本当に教会法の名に値するのか、教皇の俗権が正当化されているのかを吟味するためにダンはいくつかの教会法を取り上げ、それらによって教皇の俗権が本当に認められるのか、教会法発布が教皇として真にふさわしい行為であるのかを論じる。

我々はジェームズ王の「忠誠の誓い」から論を進め、「忠誠の誓い」の最大の論点である教皇の王廃位権に至った。教皇が王を廃位することができ、廃位された王は異端者として殺害の対象となりうるとするローマ側の最大の論拠の一つが教会法であった。これまでダンは教会法には真憑性に欠けることを論じてきたがここで教皇の世俗的支配権のために用いられてきた4つの代表的な教会法を取り上げる。カトリック教徒には教会法の拒否にはローマ・カトリック教会からの処罰は予想されるが教会法に対する不信の念も又根強く存在していたに違いない。ダンが過去の代表的な教会法を取り上げ、それらの誤謬を明らかにしようとした意図はそのようなディレンマのなかにあったカトリック教徒に正しい行動の指針を与えることにあった。その教会法の最初のものはインノケンティウス三世 (Innocent III) (1198—1216) のカリンギア (Caringia) 公爵への書簡である。事の初めは神聖ローマ帝国皇帝フレデリック一世 (Frederic) の王位継承問題である。フレデリック一世の死後息子のヘンリーが後継者に選ばれたが、

ヘンリィが若過ぎたためにスエヴィア (Sueuia) 家以外の家系から後継者を選ぶことに諸侯は決めた。こうしてある公爵が選ばれたが、彼はフレデリック皇帝の弟フィリップ (Philip) に王位を譲り、それに大多数が同意した。しかし一部の諸侯はサクソニ家 (Saxony) のオットー (Otho) を英国から呼び、彼を王に選んだ。ここにフレデリック皇帝の王位継承を主張する諸侯とサクソニ家のオットーを推挙する諸侯とで国内は分裂した。問題の解決のためにインノケンティウス三世は使節団を送った。使節団はシシリー (Sicily) 王国が原因で (スエヴィア家の手にあったがローマ教会がその所有を主張していた) スエヴィア家に不満を抱いていたため、使節団はフィリップの選挙を却下し、オットーを承認した。一部諸侯はこれに満足せず、教皇に直訴した。それに対して教皇が書いたのが問題の書簡である。その中で教皇は選ばれた皇帝を教皇が承認する権利を扱っているが、その書簡はしかるべく協議後信仰問題において厳然と宣言され、後世の人々を拘束するような教令ではなく、いかに選ばれた皇帝がその職務において振る舞うべきかを示した指導にすぎない、とダンは結論付けている。⁽⁶⁰⁾ 以下がインノケンティウス三世の書簡である。

We acknowledge the right of the Election to be in the Princes, especially because they have it from the Apostolicke Sea, which transferred the Empire vnto them: But because we must consecrate the Person elected, we must also examine his fitnessse. Our Legate therefore did no Acte concerning the Election, but the person elected. Wee therefore repute OTHO Emperour ; For, if the Electors would never agree, should the Apostolicke Sea alwayes be without a defender ? We have therefore thought it fit to warne the Princes, to adhere to him. For there are notorious impediments against the other [Philip] : as publicke Excommunication, persecuting the Church, and manifest perjurie. Therefore wee commaund you to depart from him, notwithstanding any Oath made to him, as Emperour.⁽⁶⁰⁾

ここで教皇は選ばれた人を聖別しなければならないので、その人の王としての適合性を調べる必要があり、教皇使節団は選挙に関してではなく選ばれた人に関して行動したと言っているが、ダンは、この書簡は事実問題に基づいており、信仰問題は扱われていないと言

う。又教皇の聖別、戴冠、塗油が皇帝に権力を与える儀式はカトリック教徒の中にも否定する人がおり、皇帝がそのような儀式によって皇帝としての権威を得るという考えに否定的態度をとる。一体教皇が皇帝を王位につかせなければ帝国はその長を欠くことになるのか。ある教会法の注釈者はそのような儀式は価値のないことだと言っている。更にインノケンティウス三世が上記の書簡で皇帝の弟フィリップの選任に反対する理由はもしフィリップが皇帝に選ばれば選立国家において選挙制から世襲王位継承制へと移行するからである。そして皇帝に選ばれる人の不相当と不適任を論じることがその書簡の内容でもあり、教皇使節団や教皇は世俗の問題へ介入しており、それは本来カトリック教会が留まるべき領域を著しく逸脱している行為と言わねばならない。これらが信仰問題として取り扱われることはありえず、従ってその書簡は教会法として後世の人々の良心を拘束することはありえないのである。二番目の教会法はインノケンティウス四世がフレデリック一世の息子を罷免したさい公布されたものであるが、その教書は教皇が不機嫌で聖霊からの援助がなかったときに書かれたもので、公会議の賛成はなかったと余白に書かれている。この教書はエリザベス女王にまでその効力を発揮しているが、それは教会法と言えるものではないし、後世の人々を指導したり、支配したりする法とは言えないと次の様に言う。

...it [the Bull of Innocent the fourth] hath nothing by which it should be called a *Canon*, or lawe to direct and gouerne posterity; for there might be as much infirmity in this act of *Depriving*, as in the former of *Excommunicating*; yea it was subiect to much more errour then that acte of spirituall iurisdiction, which hath beene lesse questioned: yet in the preamble of these sentences, the pope saies of those former sentences, *If the Church haue inured him in any thing, she is ready to correct her selfe, to reuoke, and to make satisfaction.* So that it may be, the pope erred in both these acts.⁽⁶¹⁾

三番目はクレメンヌ五世のヘンリィ七世への答書である。ヘンリィ七世はシチリアの王、ロバートを反逆者とみなし、その王国を奪い、臣下には王への服従を免除したが、クレメンヌ五世はその判決を無効とした。ここでダンは、クレメンヌ五世は霊的君主たる教皇と

してではなく、世俗君主としての権力に基づき、ヘンリ七世の判決に異議を唱えていると言う。この答書のなかで教皇は第一にローマ教会の皇帝への優位によりヘンリ七世の判決を無効にしたというが、もし教皇に皇帝に対する優位権があればそれは両者の間の契約によるとダンと言う。神の法により、教皇がその優位権を有していればその権威は全てにまで効力を発揮するが、契約によるのであればそれは条件付とならざるを得ず、他の君主を書してまで実践されることはできない。第二は王位が空位の際に教皇が継承した権力であるがこれも帝国における教皇の権力でしかありえず、明らかにこれは教皇の世俗権力への介入である。三番目に教皇が聖ペテロから受け継いだ権力であるが、それは本来教皇が聖パウロの財産 (patrimony) を守ることにしか行使できないものであるが、王の判決に異議を唱える教皇の権力は聖パウロからの権力とどのような関係があるのか。このようなことを考慮するとこの教会法を基にして「忠誠の誓い」を拒否することを良心に保証はできない。

最後の教会法はクレメンス法典である。これは上記のヘンリ七世、シチリア王とクレメンス五世との間の争いに関するものであるが、教皇はヘンリ七世もシチリア王も教皇に忠誠を誓ったという。それに対し、ヘンリ七世は彼がたてた誓いは忠誠の誓いであると解釈していないという。教皇はヘンリ七世の死後それが忠誠の誓いであり、皇帝に任命される者は誰でも忠誠の誓いとして誓いを教皇にたてねばならないと言うがその誓いとはオット皇帝の（教皇のではなく）法令に関する誓い、教会と教皇の保護に関する誓い、それにカトリック教会の信仰尊守に関する誓いの三つである。これら三つの誓いを基にいかにして教皇が英国王を廃位できるのかは理解しがたいところである。これら四つの教会法に関して言えることはそれらがいずれもカトリック教会の本質に係わるものでなく、カトリック教会の信仰からは程遠くかけ離れており、単に教皇が自らの俗権行使の口実としてそれぞれの教会法を公布しているにすぎないということである。それ故それらの教会法を過去の先例として教皇が王への俗権を行使したり、王を廃位したり破門したりすることは妥当ではない。過去の教皇は本来の教皇としての職務を忘れ、俗事にうつつをぬかし、そのために教会法を公布していたが、そのような教会法には数々の誤謬、

事実誤認があり真憑性、信頼性に関しては多くの問題点を含むものであった。しかしローマ教会の権威の下に教皇は強引に教会法を發布し、人々を強く拘束してきたことは事実である。ローマ教皇が王を廃位できるとする裏には教会法があったのであるが、ダンはカトリック教会の代表的な教会法を吟味し、それらの欠陥を指摘し、教会法に王廃位の権限があるとのカトリック教会の主張は容認できないとの態度を取る。

ダンはこの他にコンスタンティヌス帝寄進状、ゲラシウス教皇、グレゴリウス七世、アレクザンダー三世、インノケンティウス三世、ホノリウス三世、インノケンティウス四世、ヨハネ二十二世、ボニファティウス八世、レオ十世、クレメンス七世の教会法を扱っているがそれらはいずれも信仰箇条として我々の良心を拘束するものではなく、又それらから教皇の俗権は保証されないことを繰り返して述べている。⁶²⁾ ダンは教会法には古代の宗教会議同様信仰と尊敬はあるが、「忠誠の誓い」を拒否して危険を招くほど良心を保証すべきものは何もないと述べ、教会法によって「忠誠の誓い」を拒否することはできないと言う。⁶³⁾ ジェームズ王の「忠誠の誓い」へのローマ教皇の介入に際し、ダンは過去の教会法を調べ、歴代のローマ教皇が教皇として真に俗権を行使していたかを詳細に吟味した。その結果一見教皇の俗権を認めるような教会法も良く調べてみるとそこには数々の誤謬があり、容易には受け入れられないものであることがわかった。ダンはジェームズ王の「忠誠の誓い」がローマ教皇によって干渉される最大の理由が教会法であることを理解していたが、虚偽、腐敗、不真実で満ちた教会法によって教皇は王を廃位することはできず又カトリック教徒の良心をも拘束できないと結論づけるのである。

8

ローマ教皇が発する教会法が教皇の俗権行使を可能にせしめるという主張には疑問の余地あり、信憑性に欠けるとダンは論じたが、カトリック教徒を拘束するもう一つの大きな問題点は教皇パウロ五世の英国国内のカトリック教徒にあてた二度にわたる教書である。パウロ五世はジェームズ王の「忠誠の誓い」を1606年と1607年の教書で反論したことはよく知られている。⁶⁴⁾ この教書はジェームズ王が『擁護』の中で扱っており、

ダンはそのことを十分に承知の上で本書で再度取り上げているのである。ジェームズ王が「忠誠の誓い」を発したとき国内のカトリック教徒は王に従って「忠誠の誓い」をとるべきか否か明確な態度を示すことができなかった。そこにパウロ五世の教書が現れた。教皇はジェームズ王の「忠誠の誓い」をとることはカトリック教会の信仰と魂の救済を甚だしく損ねると強い口調で反対し、「忠誠の誓い」はカトリック教徒から見れば神への中傷であり、いやしくもカトリック教徒ならば断じて「忠誠の誓い」をとるべきではないと英国カトリック教徒を説得した。これに対しダンはパウロ五世の教書は教皇の答書 (rescript) にありがちな一般的な欠点とパウロ五世の二つの教書の欠点のためにカトリック教徒の良心に安心感を与えることはできないと反論する。ダンは、パウロ五世の教書は国内のカトリック教徒に「忠誠の誓い」を拒否せしめるに十分なものととはならないことを論ずる。最初にダンはすべての正当な法には神の力が注がれているから人間の法は神の法に等しく、なおかつ法の目的は公共の善と社会の平静であり、それを犯すことは罪であると考えている。ジェームズ王の「忠誠の誓い」を命ずる法は合法的な力によって、公共の善と社会一般の平静のために作られており、ジェームズ王の法への違反を保証するものは何であれ、その法が欠点の故に法でなくなり、廃棄されたり、カトリック教徒がその法から免除されていることを良心に保証する権威と証拠が必要とされると言う。ここでダンはジェームズ王の「忠誠の誓い」は合法的であり、地上における神の代理者たる王が発するものであるから、それには誤謬はありえず、神の代理者による法に違反することは神への違反であるという考えを持ち出すのである。この見解によれば「忠誠の誓い」には欠点はありえず、それが廃棄されたり、カトリック教徒がそれから免除されたりすることは考えられなくなる。このような「忠誠の誓い」の正当性、神聖を考慮すると、教皇の書簡が王の誓いに反対する十分な理由をカトリック教徒の良心に与えたのか、一体教皇の教書が良心を拘束できるのかという問題が出てくる。「病弱な、もろい教書」が殉教にとってはいかに説得力に欠く基盤で、自然によって課せられ、特別な法によって新たな結び目をつけられた服従を良心から奪うにはいかに不十分かを次のように言う。

How weak a ground for *Martyredome*, and how insufficient to deuest a conscience of an obedience, imposed in generall by nature, and fastned with a new knot by an expresse law, are such sickly and fraile *Breues*, as the smallest and most vndiscernable error, euen in matter of forme doth annihilate ?⁽⁶⁵⁾

そして教皇の答書には教書が効力を発しない多くの理由があるが、その第一の理由は教皇が教書を取り消すことにある。教書は省略や追加があった場合無効になるように最善の考慮と宗教会議の援助をもとに発した教書の度々の取り消しに思慮深い良心もそのような教書が死や死に値する危険を招く程の価値があるのかと疑い始める。例えばユージニウス四世 (Eugenius) はバーゼルで開かれた宗教会議を解散し、他の土地に宗教会議を移したり、宗教会議の決議を取り消したり、あるいは最初の宗教会議解散の教書を取り消す新たな教書を発するなど、次々と教書を発している、⁽⁶⁶⁾ 又教皇同志の間でも前任者への個人的な嫌悪感から教書の取り消しが頻繁に行われた例をダンはあげているが⁽⁶⁷⁾ 教皇の個人的な感情の気紛れに任せて、教皇は前言を翻し、そのたびごとに教書を発するのである。まさに教書は教皇の気紛れの産物としか形容できない。だから教書が発する教皇ですら果たしてその教書が正当か否かわかりはしないのである。このように教皇は多くの合法的な事柄を禁じ、法をすら破棄しようとし、逆に人間の理性、経験が虚偽と確信する事を正当と認めるような愚行まで犯すというのである。しかしながら一般の人々は教皇教書に疑いを差し挟むこともできずただそれを鵜呑みにするだけである。ダンがパウロ五世の教書を論ずる前に過去の教書がいかに教皇個人の独断、横暴、強引、気紛れの反映であるかを我々に示すが、それもパウロ五世の教書が同じような教皇一般にある欠点を有するものではないかということをお願いからなのである。そのような教書に国内のカトリック教徒は服従しななければならないのか。ダンは教書や上司に服従しなくとも罪とはならないとカトリック教徒を説得する。ここでダン上司の命令に欺瞞があったり、真実を知っていたなら命令は下さなかったであろうと人が考える理由があるときは上司に従わないことは罪ではないという考えをカトリックの神学者から借用する。⁽⁶⁸⁾ ダンはジェームズ王の「忠誠の誓い」に

反対するパウロ五世はなぜジェームズ王が国内のカトリック教徒にわざわざ「忠誠の誓い」を課すようになったかその実情をわかっていないと言うのである。過激なカトリック教徒が引き起こした火薬陰謀事件を考えるとジェームズ王はカトリック教徒により厳しい誓いを課してもよかったが、王の温情により「忠誠の誓い」はそれ程厳しい誓いとはなっていない。「忠誠の誓い」でジェームズ王が国内のカトリック教徒に要求するのはただ「道徳的真理即ち市民としての服従の宣誓であり、[「忠誠の誓い」が]道徳的な消すことのできない真理であるという断言に対し、カトリック教徒の罪を許す権力はいかなる人にもなかったという公言」⁽⁶⁹⁾であるにすぎない。ここでジェームズ王ははっきりと「忠誠の誓い」が道徳的な性質を有し、市民としての服従にすぎないことを述べている。カトリック教徒としてではなく一市民としての服従を王は求めているのであって、「忠誠の誓い」がカトリック教会の罪や罰とは関係がないと王は言っている。更にダンはカトリックの神学者の言葉を借りて、緊急の場合で上司に訴えることができない時、我々は法を自分に有利に解釈し、自分を免除する権利をもつと言う。⁽⁷⁰⁾ 英国国内のカトリック教徒はまさに彼らの実情を教皇に訴える事ができず、上からの命令に従うだけである。彼らは彼らなりにパウロ五世の教書を解釈し、それらに従わなくてもよいと主張できるというのである。その上教皇の命令には従わなくてもよい場合があるという。やはりカトリックのシルヴェスター (Sylvester) が苦悩や中傷が生じるときには教皇の命令は拘束力がないと言っているからである。

...Popes precepts binde not, where there is vehement likelihood of trouble or scandal. ⁽⁷¹⁾

あるいは危険のさなかにあつて服従されることは教会の目的でも意図でもないという。更に、教皇の命令が教会の破壊に至るときその命令には抵抗できるとか、あるいは臣民に甚だしい危害をくわえることなしには実施されない場合、教会法でも拘束力はないという考えをダンがカトリック側から引き出してくる。このように教会命令が効力を発しない場合が考えられるが、あるジェズイットは生命、魂、名誉、名声等に多大な害を引き起こす場合、教会命令はキリスト教徒を拘束しないと次のように言う。

...by the law of God, and of Nature, ...the Precepts of the Church... doe not binde Christians, in cases of great detriment to the life, or soule, or honor, or fame, or outward things. ⁽⁷²⁾

ダンがカトリック教徒が教皇の命令に従う必要がない場合もあることを論争相手のカトリック教徒の神学者からの引用によって繰り返して述べる。

ダンは今まで教皇教書一般のもつ欠陥について論じ、又教書と言えども無条件にその効力を発揮し、カトリック教徒の良心を拘束することはできないことを合わせて論じてきた。その際ダンが論敵であるカトリックの権威ある神学者からの援護によってパウロ五世の教書には完全な信頼がおけないことを説き、国内のカトリック教徒に対し、たとえ彼らが「忠誠の誓い」をジェームズ王にたてても、それは一市民としてであり、個人の良心と関連することで、少しも教皇を害することにはならないと述べる。カトリック教徒はパウロ五世の教書に従い、ジェームズ王の「忠誠の誓い」を拒否できようが、一国で誕生の際にすでに人々は王に対して市民としての服従をたてているのであり、その誓いによって王の権利を守り、国家の安定に寄与し、更には市民としての自由をも守ることができるとダンが考えるのである。ダンが絶対的と思われている教皇にも人間としての誤りがあると思いついた発言もしているが、このことは教皇を批判してまでジェームズ王の「忠誠の誓い」を守らねばならない苦しい立場にダンがあつたことを示している。このようにダンが教皇教書の批判から「忠誠の誓い」を擁護する立場を明確にしているが、最後に「忠誠の誓い」におけるジェームズ王の要求は教皇の霊的支配権を侵害しないことを論ずる。

9

「忠誠の誓い」が教皇の霊的支配権を侵害するか否かはジェームズ王とっても時のローマ教皇・パウロ五世にとっても避けては通れない重大な問題であつた。なぜならそれが侵害しているとすればパウロ五世の教書はその効力を発揮し、英国国内のカトリック教徒はジェームズ王の「忠誠の誓い」を拒否できるし、最悪の場合王の破門、殺害をも許されることになり、王自身にとっては死活問題となる。逆に侵害しないとすれば、

カトリック教徒は王に対して「忠誠の誓い」をたてることのできるからである。後者の場合は事実上教皇教書の撤回、ローマ側の敗北を意味し、結局は英国国内のカトリック教徒の教皇からの離反を認めることになり、ローマ・カトリック教会にとっては大きな痛手となり、教会の面子からしても到底受け入れられないことは目に見えている。『偽殉教者』の最終章でダンがこの問題を扱う意図は「忠誠の誓い」が教皇の霊的支配権に触れるものではないことを再確認し、ローマ側との論争に終止符を打ちたいために他ならない。

ジェームズ王の「忠誠の誓い」と教皇の霊的支配権の問題に入る前にダンはなぜ王が「忠誠の誓い」を発せねばならなかったかを説明する。それは言うまでもなく過激なジェズイットを考慮してのことなのである。ジェズイットはその民衆重視の政治理論、戦闘的な組織力、狂信的、盲信的な教皇への服従を通して単に宗教の領域のみならず政治の面にも足を踏み入れ、ヨーロッパ各国で大混乱を引き起こしていた。そのジェズイットが英国にも介入し始めたが、特に火薬陰謀事件後焦眉の急にいかに応じるかはジェームズ王朝にとって大きな問題となっていた。ダンは本書のあちこちでジェズイットに対して容赦のない批判を浴びせているが、ここでもその手を緩めることはしない。ダンは国家の安定・秩序の維持を最優先に考えるが、国の内外から国家の秩序が乱される時には新しい誓いが必要で、しかもそれは義務としてではなく自発的な公言として必要であると言う。国家の危機に際し国家を救うことほですべての国民にとっては自然なことではない。ジェームズ王朝はまさに王朝存亡の危機に接していたわけであるが、ジェズイットは国家や道徳神学について語りながら、その書は「反逆的、扇動的な警句」で満ち、君主一般の威厳を傷つけている。⁽⁷³⁾そしてかれらの理論が実践に移されているとき王はどうしても誓いを発せねばならない。ダンは次のように言う。

...was it thought to fit to conceiue an oath, whose end, and purpose, and scope was, to try & finde out, who maintained the integrity of their naturall and ciuill obedienc so perfectly, as to swear, that nothing should alter it, but that he would euer do his best endeouour to the preservation of the Prnce, *what enemie so euer should rise against him.*⁽⁷⁴⁾

自然な、市民としての服従を完全に維持する人を見つけることが誓いの目的である。そしてそのような人はあらゆる敵から王を守るために最大限の努力をしなければならない。ジェームズ王朝はジェズイットにより国家の平和が乱される危機にあったわけであるが、なぜジェズイットはかたくなまでに王の誓いに抵抗したのか。その理由は前にあげたジェズイットの反王権主義の他にジェズイットはジェームズ王の「忠誠の誓い」が教皇の霊権を著しく制限し、縮小したことをその理由に挙げた。教皇の権力が損なわれると当然カトリック信仰は攻撃を受け、カトリック教会の威信が失墜しひいては教会それ自身の崩壊にも至らないとも限らない。しかし「忠誠の誓い」の大意は「ジェームズ王はすべての英国の領土の合法的な王である」ということである。⁽⁷⁵⁾王を合法的と認める人は英国において王を守り、王の敵に抵抗しなければならない。もし王を教皇が廃位できるという条件で王が王であるならその王はもはや王とは言えない。そのような王は単に主権の預かり人であり管理人にすぎず、そのような人に条件付きで主権が託されているのである。⁽⁷⁶⁾このような考えに立てば王の主権はなくなるが、主権は国家に内在するものでいかなる人もそれを奪ったり、分割することはできない。ここで忘れてならないことはダンは教皇の俗権に反論しているのであって、教皇の霊権を否定しているのではないということである。王が罪を犯せば王は教会の非難を受けることをダンは認めている。又「忠誠の誓い」によって教皇が君主に対して非難を与える正当な権力を否定しているのでもなく、ただ王を王たらしめないことに対して反対しているのである。ただ王の廃位が合法的に行われる場合もあることは確かでありそれは王権が条件付きの場合であるが、ジェームズ王はそのような王ではなく絶対的な神から王権を付与された地上における神のごとき王である。しかし実際に王を廃位するとき教皇にはいかにしてそのような権力が生じてくるのか。カトリック教会は霊権が俗権を生み出す理論—霊権が完璧になればなるほどそれは俗権をも生み出す—を利用したが、そのような見解は不可能である。霊権が拡張すれば俗権で満ち溢れるという考えは聖書にも見いだされず、それはただ自然理性、推論、便宜上から生じてきたにすぎない。だから霊権が俗権に影響力を及ぼし、俗権を廃位することはできない。そのような教皇の越権行為を

あるジュズイットは批判し、彼は、教皇が聖書や教会法を越えているが、それらを無視して行動することは自然法が禁じていると言う。⁽⁷⁷⁾なぜなら我々は自然理性によりキリスト教国家の平和と平静が教皇の聖書や教会法を無視した行為により乱されることを知るのである。ダンはこのように教皇の「忠誠の誓い」への介入を俗事への介入とみなし、それは聖書でも教会法でも認められていないと言う。そしていかなる権力によって教皇が君主を廃位できるかは決して信仰簡条ではなく、「思弁の疑念」(speculative doubt) にすぎず、それゆえカトリック教徒は安全に「忠誠の誓い」をとることができるし、またとるべきである。

This then being so farre from being an *Article of faith*, by what power the Pope may depose a Prince, as that it is euen amongst them which affect an *Ignorance*, but *Dubium speculatiu*, a man may safely, and ought to take the Oath [of Allegiance].⁽⁷⁸⁾

ここでダンのはっきりと「忠誠の誓い」が教皇の霊権に触れるものではないことを述べている。教皇の君主廃位権についてはいまだにそれが果たして教皇に存在するの否か明確でなく、人々はそれについては疑念を抱いている。とすれば、権威あるカトリックの神学者カーボ(Carbo)が言うように、思索の中に疑念がある場合、我々はそれにそむいて行動しようとも罪を犯すことにはならない。そして一方が確かで他方が疑わしいとき、我々は確実な側を離れて、疑わしい側に固執することはできない。⁽⁷⁹⁾ダンがカーボの説を取り入れ、それを「忠誠の誓い」に適應する。つまり、確実なことは「すべての人はその君主を擁護すべきである」ということであり、思弁の疑念は「王への戦いが正当であるか否か」である。とすれば確実な、王を擁護するという市民としての服従を捨てて、疑わしい王への不服従を貫き通すことは不自然なこととなる。又別のカトリックのフランシスカス ア ヴィクトリアは疑わしい場合にはより安全な方に従うべきで、君主のために戦わずその結果、国家が敵にさらされる場合、それはずっと重大な罪となる、と言っている。⁽⁸⁰⁾本書の他の箇所におけると同様、ここでもダンが当面の論争相手であるカトリック側から「忠誠の誓い」擁護に関して「忠誠の誓い」をとることに躊躇してるカトリック教徒を説得するために様々な考えを借用してくる。

本書を一貫して流れていたテーマー 自国と君主擁護は自然な義務であり、王への服従は生来の服従である — は教皇の王廃位権に関して如実に現れているが、王廃位という疑わしい問題に拘束される必要はない。ただより確実な市民としての服従に従いさえすればよいのである。

「忠誠の誓い」が教皇の霊的支配権には触れないとするダンのもうひとつの論拠は「忠誠の誓い」が道徳的真実であるということである。「忠誠の誓い」で教皇の霊権を否定しそうな点は教皇には「忠誠の誓い」を免除する権力がないという点である。この点に関してダンは「忠誠の誓い」は道徳的なものであり、道徳的問題に教皇の免除は影響を及ぼさないと態度を取ることによって「忠誠の誓い」は教皇の霊権には触れないとの見解を打ち出す。次の引用文でもダンは「忠誠の誓い」が道徳に係わるものであり、それ故教皇の判断を必要とせず、教皇の免除権の否定によって教皇の霊権が損なわれるという主張はとるに足らないことだと言っている。

If therefore the matter of this oath [of Allegiance] be so euident, as being Morall, & therefore constant and euer the same, that it can neuer neede his [Paul V's] iudgement, because it can in no case be sinne, the scruple which some haue had, that by denying this power of absolution, his spirituall power is endamaged, is vaine and friuolous.⁽⁸¹⁾

「忠誠の誓い」は一市民に関する道徳的な誓いであり、宗派に係わりなく、あらゆる人間にとって永遠に変わることのない真理である。道徳的な「忠誠の誓い」は市民一人一人の道徳に係わるもので、個人が自己の良心に従って決定しなければならない類の誓いであり、第三者からの命令によって良心まで左右されることはあってはならないと考えているのである。道徳的な個人の良心に係わる問題に干渉する教皇は本来教会の霊的な諸問題に専念すべきで、「忠誠の誓い」へは介入すべきではない。このようにダンは「忠誠の誓い」を道徳的な誓いに見なすことによって教皇の霊的支配権には触れないとの見解を出し、国内のカトリック教徒を説得しようとするが、それにもかかわらず実際には英国国内のカトリック教徒は依然として「忠誠の誓い」に対し戸惑いを見せていた。一体「忠誠の誓い」のど

の箇所が具体的に教皇の霊的支配権を侵害しているのか挙げてほしいとダンが言ったとき、カトリック教徒はジェームズ王がカトリック教徒に「忠誠の誓い」で要求した五つのうちの四番目の「ローマ教皇によって波門され、王位剝奪される王は王の臣下によって又他のいかなる人によっても罷免または殺害されうるといふ忌まわしい教義と見解を不敬かつ異端として嫌悪し、放棄する」の中の「異端」という言葉にこだわった。つまり彼らの主張によればある教義が異端であると宣言するのは教皇にのみ属することで、いやしくも一人のカトリック教徒が異端などという言葉で教皇に代わって口にすべきではない。もしそうすれば教皇の権限に触れる恐れがある、このようにカトリック教徒は考え、「忠誠の誓い」をとることを躊躇していたのである。ここでダンが「異端」とは本来は「悔い改めとキリストの死と復活による罪の赦しと福音書の教える真実」⁽⁸²⁾に反することであり、ジェームズ王が「忠誠の誓い」の中で使用していた「異端」なる語は本来の宗教的な意味において使用されているのではなく単に「誤った」という意味だと言う。⁽⁸³⁾何故かと言えば法の言葉は普通の人々が使用している言葉から解釈されるべきで、国の大部分が使用している意味がもっとも重視されねばならないからである。例えば聖職者は「異端的」という語をあらゆる「不敬な意見」に対して使用しており、立法者もそのような意味で使用している。つまり異端を引き起こしたり異端を伴うような行為が異端と言われるのであり、言うなれば真理に反するものは何であれ異端なのである。多くの人々は「異端」という語を「誤った」、「不敬な」、「よき作法を腐敗させる」、「絶対的なしかるべき異端を準備する」というような意味で使用しているので「忠誠の誓い」もそれらの意味を受け入れ、それらに近い「不敬な」と「忌まわしい」としての意味を持っているのである。だから「異端」という言葉のために「忠誠の誓い」を拒否するならばそれは法に対する中傷であり、みずから「忠誠の誓い」から逃れるための言い逃れにすぎない。「異端」であるというのはただ非キリスト教的な不従順な絶望的行為に誤り導かれる人に忠告をし、そのような行為を正しく考慮してもらいたいためなのである。だからカトリック教徒がジェームズ王の「忠誠の誓い」をとっても教皇のいかなる権力を侵害したり制限したりすることにはならないのである。このようにダンが国内のカトリッ

ク教徒が「忠誠の誓い」に対して抱いている不安、当惑を取り除こうとしている。ダンはかくして「忠誠の誓い」の道徳的性格を主張し、また「忠誠の誓い」の語の意味を調べ、「忠誠の誓い」は少しも教皇の霊的支配権を損ねるものではないことを強調する。

これまでジェームズ王の「忠誠の誓い」に端を発した王側とカトリック教会との論争を見てきた。ダンは『偽殉教者』で王の「忠誠の誓い」を擁護するにあたり、王権の特質、教皇の俗権、服従、間接権力説、教会法、教皇教書、「忠誠の誓い」と教皇の霊権との関係等、ジェームズ王が避けては通れない重要な問題を論じたが、ダンの議論の根底には王権の神性があつた。この神性な王権がダンやジェームズ王とカトリック教側とのそもそもの論争の始まりであつた。王の「忠誠の誓い」への不服従は神への不服従を意味するという論法である。ダンの論旨はすべてこの王権の神性から始まっていると言っても過言ではない。聖書万能の時代が徐々に合理的な、科学的な時代にとって代わられるつつあつたとは言え、まだ聖書を無視することはできない時代であつた。それにカトリック教徒側すれば教皇もやはり神の代理人である。一方を神の代理と認めれば他方はどうなるのか。カトリック教徒は実に難しい立場にあつた。ダンの本書における主張がカトリック教徒にその頑なな態度を軟化させることに成功したかどうかは疑わしい。なぜなら『偽殉教者』後、英国のカトリック教徒が「忠誠の誓い」をとつたということをお我々は聞かないからである。ダンは本書のすぐ後に過激なジェズイットを揶揄した『イグナティウスの秘密会議』を書くが1610年前後はダンがジェームズ王を最も意識した時期であつた。『偽殉教者』を書き上げた後ダンはジェームズ王に献呈しに王に会いに行ったという。余程の自信があつたのだろう。それを裏書するようにオックスフォード大学からは名誉修士号を授与される。念願のジェームズ王朝での登用も実現されるかに見えた。しかし皮肉にも王はダンに聖職に入るよう勧める。『偽殉教者』の真の意図がどうであれ、⁽⁸⁴⁾本書によりダンはもはや誰の目から見てもジェームズ王朝擁護の第一人者となる。以後ダンのジェームズ王朝擁護の姿勢は益々強くなり、次第にその声を大にしていくのである。

注

本論ではジェームズ王の著作に関しては C. H. McIlwain (ed.) : *The Political Works of James I* (New York: Russell & Russell, 1965), ダンに関しては John Donne : *Pseudo-Martyr* (New York : Scholars' Facsimiles & Reprints, 1974) をそれぞれ使用する。

- 1) Donne, *op. cit.*, p.166.
- 2) *Ibid.*, p.169.
- 3) *Ibid.*, p.168.
- 4) *Ibid.*, p.170.
- 5) *Ibid.*, p.171.
- 6) *Ibid.*, p.171.
- 7) *Ibid.*, pp.170-171.
- 8) *Ibid.*, p.172.
- 9) *Ibid.*, p.173.
- 10) *Ibid.*, p.173.
- 11) 王権神授説に関しては J. N. Figgis : *The Divine Right of Kings* (Cambridge : Cambridge University Press, 1922), J. P. Sommerville : *Politics and Ideology in England 1603-1640* (New York : Longman, 1986), pp.9-46. G. Parry : *The Seventeenth Century: The Intellectual and Cultural Context of English Literature, 1603-1700* (New York : Longman, 1983), pp.9-27. W. H. Greenleaf, "James I and the Divine Right of Kings", *Political Studies*(1957), vol. v, No.1, pp.36-48等参照。
- 12) Donne, *op. cit.*, p.168.
- 13) たとえばジェームズ王は1616年星室庁での演説のなかで次のように言っている。"First, Inroach not vpon the Prerogatiue of the Crowne.If there fall out a question that concerns my prerogatiue or mystery of State, deale not with it,till you consult with the King or his Councell, or both:for they are transcendent matters,and must not be sliberely caried with ouer-rash wilfulnesse ; " (McIlwain, *op. cit.*, p.332.)あるいは "That which concerns the mysteries of the King's power, is not lawfull to be disputed;for that is to wade into the weaknesse of Princes,and to take away the mysticall reuerence,that belongs vnto them that sit in the throne of God" (*Ibid.*, p.333). なお *Arcana Imperii* に関しては McIlwain, *op. cit.*, pp.xxxix-xi, J. Goldberg : *James I and the Politics of Literature* (Baltimore and London: The Johns Hopkins University Press, 1983), pp. 65-112, E. H. Kantorowicz, "Mysteries of State : An Absolutist Concept and Its Late Mediaeval Origins," *Harvard Theological Review*, 48(1959), pp.65-91等参照。
- 14) 説教集における王権神授説に関しては Kaichi Matsuura : *A Study of Donne's Imagery* (Tokyo : Kenkyusha Ltd., 1953), Chap.7を参照。
- 15) Donne, *op. cit.*, p.174.
- 16) *Ibid.*, p.174.
- 17) *Ibid.*, p.179.
- 18) *Ibid.*, p.182.
- 19) *Ibid.*, p.185.
- 20) *Ibid.*, p.186.
- 21) *Ibid.*, p.192.
- 22) *Ibid.*, p.195.
- 23) *Ibid.*, p.195.
- 24) *Ibid.*, p.225.
- 25) *Ibid.*, p.227.
- 26) *Ibid.*, p.230.
- 27) *Ibid.*, p.232.
- 28) *Ibid.*, p.233.
- 29) *Ibid.*, p.233.
- 30) *Ibid.*, p.236.
- 31) *Ibid.*, p.240.
- 32) *Ibid.*, p.241.
- 33) *Ibid.*, p.244.
- 34) *Ibid.*, p.244.
- 35) *Ibid.*, p.245.
- 36) たとえば *Power of the Pope in Temporal Affairs Against William Barclay*, trans. D. W. Moore (Maryland: The Country Dollar Press, 1949-1950), Chaps.III,V や *The Supreme Pontiff*, trans. D. M. Moore (Maryland: The Country Dollar Press, 1949-1953), Book V を参照。又ベラルミーノの間接権力説に関しては J. C. Murray, S. J., "St. Robert Bellarmine on the Indirect Power", *Theological*

- Studies IX*(1948), pp.491-535が参考になる。
- 37) McIlwain, *op.cit.*, p. xlix 参照。
- 38) Donne. *op.cit.*, p. 253.
- 39) *Ibid.*, p. 257.
- 40) *Ibid.*, p. 259.
- 41) *Ibid.*, p. 262.
- 42) *Ibid.*, p. 262.
- 43) *Ibid.*, p. 262.
- 44) *Ibid.*, p. 263.
- 45) *Ibid.*, p. 263.
- 46) *Ibid.*, p. 263.
- 47) *Ibid.*, Preface, C. 3.
- 48) *Ibid.*, p. 363.
- 49) *Ibid.*, p. 265.
- 50) Gratian と Donne の関係については H. C. M. Stroud : *John Donne and Gratian : The Concordia Discordantium Canonum in "Pseudo-Martyr"* (Ph. D. dissertation, University of California, Berkeley, 1983) が詳しい。
- 51) Donne, *op.cit.*, p. 276.
- 52) *Ibid.*, p. 276.
- 53) *Ibid.*, pp. 276-7.
- 54) *Ibid.*, p. 280.
- 55) *Ibid.*, p. 280.
- 56) *Ibid.*, pp. 281-2.
- 57) *Ibid.*, p. 282.
- 58) *Ibid.*, p. 282.
- 59) *Ibid.*, p. 285.
- 60) *Ibid.*, pp. 285-6.
- 61) *Ibid.*, p. 291.
- 62) *Ibid.*, pp. 296-321.
- 63) *Ibid.*, p. 321.
- 64) パウロ五世の二度の教書については McIlwain, *op.cit.*, pp. 73-5, pp. 80-1 を参照。
- 65) Donne, *op.cit.*, p. 326.
- 66) *Ibid.*, p. 328.
- 67) *Ibid.*, p. 329.
- 68) *Ibid.*, p. 335.
- 69) *Ibid.*, p. 336.
- 70) *Ibid.*, p. 333.
- 71) *Ibid.*, p. 342.
- 72) *Ibid.*, p. 345.
- 73) *Ibid.*, p. 354.
- 74) *Ibid.*, p. 354.
- 75) *Ibid.*, p. 357.
- 76) *Ibid.*, p. 358.
- 77) *Ibid.*, p. 365.
- 78) *Ibid.*, p. 367.
- 79) *Ibid.*, p. 367.
- 80) *Ibid.*, p. 368.
- 81) *Ibid.*, pp. 370-1.
- 82) *Ibid.*, p. 373.
- 83) *Ibid.*, p. 389.
- 84) ダンは親友 Henry Goodyer にあてた手紙の中で「忠誠の誓い」をめぐっては王側にもカトリック側にもどちらにも言い分があると真情を打ち明けている。John Donne: *Letters to Severall Persons of Honour* (1651) (New York: Scholars' Facsmiles & Reprints, 1977). p. 160 参照。